

コンテナ等を利用した倉庫について

☒ コンテナ等を設置し、倉庫等として継続的に使用する場合、『建築物』に該当します。建築物に該当するコンテナ(以下「コンテナ建築物」)等を設置する場合は、建築基準法に適合する必要がありますので、次のことに注意しましょう。

【設置の手続きをしたか】

『建築物』としての確認申請が必要です。

【基礎をつくらずに設置していないか】

地震・台風等の災害時に転倒・沈下等のおそれがあり、大変危険です！『基礎』をつくって土地に固定しなければなりません。

【コンテナ建築物を設置して良い地域か】

コンテナ建築物を設置できない地域や、面積の制限がある地域もあります。

建築基準法は、皆さんの生命・財産を守るための法律です。建築を行う際は、法律を守った計画になるように気を付けましょう。

☒ 建築指導課指導班(☎328-2513)

詳しくは、市ホームページへ。

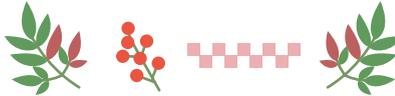
『空地・空家』の火災予防

空地や空家は、火災が発生しても発見が遅れ周囲に延焼する恐れがあるため、注意が必要です。放火などによる空地・空家の火災を未然に防ぐため、次の項目に注意し火災予防に努めましょう。

- ・空地の枯れ草は刈り取り、燃焼の恐れのあるものは置かない。
- ・木くずや紙くずなどの燃えやすいものは、放置しない。
- ・空家などは、外部から侵入できないよう施錠する。
- ・ガスや電気は遮断し、危険物は置かない。
- ・地域のみんなで協力し、放火防止に取り組む。

『適正な管理に努め、火災予防を心掛けましょう！』

(消防局予防課 ☎363-0263)



浄化槽の法定検査を受検しましょう

浄化槽(単独処理浄化槽を含む)の法定検査は、浄化槽で処理した放流水の水質に問題がないかを確認する重要な検査です。公共用水域の水質保全のために、保守点検と清掃を適正に行い、年1回の法定検査を必ず受検しましょう。※県内の法定検査は公益社団法人熊本県浄化槽協会(☎284-3355)が行っています。

☒ 浄化対策課(☎328-2366)

ふぐの素人調理は危険！

【ふぐ毒による食中毒発生状況】

ふぐ毒による食中毒は全国で毎年のおよそ100件発生しており、平成30年は14件(患者19人)発生し、そのうち家庭での発生は13件でした。平成30年5月には県内でもふぐによる家庭での食中毒が発生しました(熊本市は0件)。

【ふぐ毒】

ふぐはテトロドトキシンという強力な毒をもっています。ふぐの種類や部位によって毒の強さが異なり、内臓はもちろん、筋肉や皮にも毒がある場合があります。

また、ふぐ毒は熱に強く、加熱等でも無毒化しません。摂取後数時間でしびれ、麻痺、嘔吐の症状から最悪の場合死に至ることもあります。

【ふぐの処理】

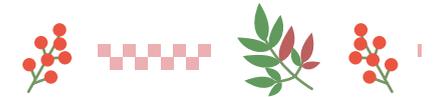
処理には専門的な知識や技術が必要なため、熊本県では、営業でふぐを提供する場合には、県知事の免許を受けた「ふぐ処理師」のみが、「ふぐ処理所」の登録を受けた場所でふぐを処理できると定めています。

このように、ふぐの素人調理はとても危険ですので、絶対にやめましょう。

(食品保健課 ☎364-3188)

ご存じですか？クーリング・オフ

クーリング・オフとは、一定の契約に限り、一定期間、無条件で契約解除できる制度です。クーリング・オフ期間は契約に関する書面を受け取った日から起算します。郵便消印が期間内であれば、事業者へ届くのが期間を過ぎていても有効です。



パブリックコメント 皆さんの意見を募集します。

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)

内容 資源物等の持ち去り行為防止対策強化に係る熊本市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正

提出先 12月19日～1月17日までに持参か郵送、ファクス(359-9945)またはメール(gomigenryou@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601ごみ減量推進課(☎328-2365)へ

熊本市上下水道事業経営戦略(素案)

内容 本市上下水道事業の経営理念や基本方針を定め、今後10年間の事業運営の根幹となる計画の素案

提出先 12月23日～1月22日までに持参か郵送、ファクス(384-4135)またはメール(suidoukeiei@city.kumamoto.lg.jp)で〒862-8620上下水道局経営企画課(☎381-4330)へ

熊本市動植物園マスタープラン(素案)

内容 動植物園の開園100周年を見据えた、今後の施設整備計画や事業運営に関する計画の素案

提出先 12月25日～1月24日までに持参か郵送、ファクス(365-5671)またはメール(doushokubutsuen@city.kumamoto.lg.jp)で〒862-0911熊本市東区健軍5-14-2動植物園(☎368-4416)へ

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画(素案)

内容 人権に対する理解と取り組みを社会全体で深めていくための教育・啓発の基本計画の素案

提出先 12月25日～1月24日までに持参か郵送、ファクス(324-2105)またはメール(jinken@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601人権推進総室(☎328-2333)へ

熊本市生涯学習推進計画(素案)

内容 新しい時代に対応した「生涯学習社会」の実現に向けた基本計画の素案

提出先 12月25日～1月24日までに持参か郵送、ファクス(351-2030)またはメール(shogaigakushu@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601生涯学習課(☎328-2736)へ

水前寺江津湖公園利活用・保全計画(素案)

内容 水前寺江津湖公園の貴重な財産を次の世代へ継承するための利活用と保全に関する計画の素案

提出先 12月25日～1月24日までに持参か郵送、ファクス(352-8186)またはメール(ryokkafair@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601公園課全国都市緑化フェア推進室(☎328-2525)へ

熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画(素案)

内容 本市の中小企業・小規模企業の振興に関する基本計画の素案

提出先 12月27日～1月27日までに持参か郵送、ファクス(324-7004)またはメール(keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601経済政策課(☎328-2375)へ

第3次熊本市地下水保全プラン(素案)

内容 第2次熊本市地下水保全プランの改訂

提出先 1月6日～2月5日までに持参か郵送、ファクス(359-9945)またはメール(mizuhozen@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601水保全課(☎328-2436)へ

熊本市住生活基本計画中間見直し(素案)

内容 暮らしやすい熊本の住まい・まちづくり実現に向けた、計画の中間見直しの素案

提出先 1月6日～2月5日までに持参か郵送、ファクス(359-6978)またはメール(jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601住宅政策課(☎328-2438)へ

熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略(素案)

内容 「人口減少克服」「地方創生」という政策課題に対し重点的に取り組むための、第2期総合戦略の素案

提出先 1月6日～2月5日までに持参か郵送、ファクス(324-1713)またはメール(seisakukikaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601政策企画課(☎328-2035)へ

くまもと歴史まちづくり計画(素案)*

内容 歴史まちづくり法に基づくくまもと歴史まちづくり計画(熊本市歴史的風致維持向上計画)の素案

提出先 1月8日～2月6日までに持参か郵送、ファクス(351-2182)またはメール(toshidesign@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601都市整備景観課都市デザイン室(☎328-2538)へ

熊本市国土強靱化地域計画(素案)

内容 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、本市における地域強靱化の指針として策定する計画の素案

提出先 1月10日～2月10日までに持参か郵送、ファクス(359-8605)またはメール(kikikanribousai@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601危機管理防災総室(☎328-2490)へ

第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)

内容 地域福祉活動推進のための計画の素案

提出先 1月18日～2月9日までに持参か郵送、ファクス(351-2183)または電子メール(kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で、〒860-8601健康福祉政策課(☎328-2340)へ

閲覧場所:担当課、情報公開窓口、区役所(中央区を除く)、市ホームページなど ※については文化振興課でも閲覧可